

再移転をめぐる諸問題

(企業における管理実態と問題点の考察)

2010.9.25

三井物産エレクトロニクス(株)

高野順一

誓約書のコンテンツ

1. 大量破壊兵器の開発等に用いない。(＋大量破壊兵器の開発用途のために転売しない。)→必須(当然)

2. 輸出者の事前の同意無しには

① 再輸出しない。

② 再販売しない。

③ 再移転(Retransfer)しない。

①②③まとめて再移転ではなく、本稿では分離して考えます。

自主管理として使用する誓約書

(主として前スライドの1. の部分のみ)

- 自己防衛のため：
用途確認行為したことの証拠として、お願いをする。
Ex: 16項品だが、かってUKPCに乗っていた客先との取引→念の為とっておこう。
- 新規の客先の場合：
この誓約書の提出の交渉を通じて、相手の様子を見る。(「自分自身は使用しないが、転売後の結果責任は取れない。」といってくるころはそれなりに信用できる。)
- 但し、経済産業省からは、ホワイト国向け等ではやらない方が良いのではというニュアンスでの指導を受けたこあり。

誓約書で用途を明確にするのは良いこと ³

誓約書でなにが大変か？

- 動いていないか確認に行く時間と費用。海外店が近ければどうにかなるがコストは掛かる。
(中小企業には実質的に不可能な場合も)
- 以前輸出したが、その後別商社に切り替えられてしまったような場合(非常に大変)
- 工場レイアウトの変更で事前承認無しに動かした後の経済産業省との事後処理。

時間・コスト増が問題

材料で困るケース

- 腐食性のある該当品の容器に(何らかの理由で)ヒビが入っていた(原因不明)。流出したら人命に関わるので、国内の処理業者に動かして至急処理したい。(客先工場内で廃棄処理することは法律で禁じられている)当然、即答でYESを期待している。
- 「すぐに経済産業省の確認を取るから、しばらくそのままにしてくれ」といわざるを得ない。(でも数日は掛かる)もしその後損害が発生したら責任は誰が？

訴訟リスクも

素朴な疑問

- 輸出者ではなく需要者の誓約書違反も輸出者の責任なのだろうか？
- 誓約書違反をして、疑義ある用途に勝手に再販売した客先(それを見抜けなかったという責任は感じるが)は、当然2度と取引しない。
- でも工場内のレイアウト変更で動かすことは悪いことなのだろうか？

再移転という言葉が問題では

- 装置等でも材料でも、同じ文章。この場合の再移転の定義は？
- 工作機械は
敷地内で動かすこと
住所が変更にならなくても
 - 建物が変わる移動
 - 同一建物内でもフロアが変わる移動すべて再移転に当たるとしている。

材料の場合の再移転は？

- 倉庫→一時保管場所→使用場所と材料は動き回る。(倉庫内部でも当然移動)
- 通常の保管・消費される場所およびルートから、そうではない場所に持ち出されることという解釈
(妥当な解釈なので、工作機械も同じでよいのでは？)

「再移転」≠ Retransfer？

- Retransferの定義の説明
要求する範囲がそもそもRetransferという言葉でカバーしていないのでは？
- (顧客にしてみれば)自分たちは懸念用途に用いないことを誓約している。再輸出や再販売なら分かるが、工場のレイアウト変更等の目的で自分の資産を移動することを、何故外国政府の制約を受けなければならないのか？(法的根拠は？)

我々の海外の競合先も同じ苦勞をしているのだろうか？

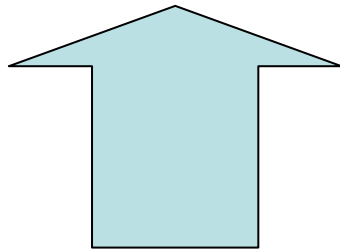
FORM BIS-711

- Statement by Ultimate Consignee and Purchaser
- 要旨：EARで特に認められているか、BISからの事前同意がない場合は、再輸出・再販売や捨てたりしないことを誓約。
(誰に対しての再販売か)

To any person if we know that it will result directly or indirectly , in disposition of the items contrary to the representations made in this statement or contrary to EAR

「再移転」はない？

- 米国： BIS711 提出先は政府に直接再輸出規制があるので、もともと事前承認。再販売は問題のある場合のみ？
- 香港： 提出先は政府に直接事前承認はないが、再輸出・販売しないことを誓約させる。



少なくとも、「動かしてはいけない」と気を使わざるを得ない、日本の輸出者の負担の方が大きいのでは？

誓約書のコンテンツを分析

用途に掛かる誓約(大量破壊兵器の開発に用いない等

自己のコントロール下にある場合

事前承認無しに、再販売・再移転しない。

自己のコントロールから外れる場合

事前承認無しに、違うフロア以上に動かさない。

論理的にはこの誓約でカバーしていないか？

現状の運用なら雛形の変更

- Retransferではなく、材料や機械等品目に合わせて、英文の雛形を変更すべき。(域外適用が明白となってしまうか?)
we will not move the item beyond ,,,
- 工作機械の不正移転(再輸出・再移転を含む)の防止の移転に、現在の運用がどれだけの効果があるのか?

Retransferの定義を変えるべきでは (提案)

- 輸出や販売ではなく、賃貸やリース等で別な場所で使用されること。
- あるいは所有権を維持はしているが、その企業の管理下から離れること。
↑ 上記2点でよいのでは？
- 自社の管理下(当初の住所内)にある場合は、用途に関する誓約で十分、敷地内の移動を違反とする必要はないのでは？
事前承認ではなくて報告事項に

不正再輸出・販売・移転の防止

- 誓約書の内容を合理的にした上で、無視した需要家はその事実を即座に公表する、あるいは相手国政府に通知する。
- 検知器も一つの方法だが、
 - 動かしたら止まるのではなく、長距離移動させた場合の感知が理想。
 - 日本だけが不利にならないように、レジームのルールとすべき